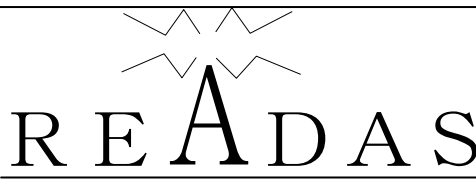


第 5417 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 29日 月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 公社債の譲渡、収入の時期

**Q**：公社債を昨年末に譲渡しましたが、引渡しは今年になりました。この場合は、昨年の譲渡ということでしょうか？

**A**：平成27年の譲渡として認められます。

### 【解説】

公社債の譲渡による所得は、平成27年までは所得税を課さないし、損失もないものとみなされていましたが、平成28年からは、改正により株式等に係る譲渡所得課税の対象とされることになっています。

年末に公社債を譲渡して、引渡しが翌年になった場合の取扱いは、国税庁から事前照会に対する文書回答という形で明らかにされています。概要は、次のとおりです。

株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期については、株式等の引渡しがあった日によることとし、納税者の選択により、その株式等の譲渡に関する契約の効力の発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認めるとしています。

したがって、お尋ねのような場合、証券会社等を通じて公社債を譲渡しますと、契約の効力発生の日から引渡しの日までに通常4営業日を要するため、平成27年中に公社債の譲渡に関する契約の効力が発生し、その引渡しが平成28年中となる場合が生じます。しかしながら、平成28年1月1日前は、所得税が課税されないこととされていることから、申告をすることがないので、収入すべき時期は契約の効力の発生の日である平成27年とすることが認められます。

